

令和2年4月28日

**新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設の
使用停止（休業）の要請を行った施設について（公表）**

群馬県では、新型コロナウイルス感染症の防止対策のための群馬県の緊急事態措置により、事業者等に対して、令和2年4月18日から5月6日の間、感染拡大防止のため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の規定に基づき施設の使用停止（休業）の協力を要請しているところです。

令和2年4月28日、同法第45条第2項に基づき別表の施設に対し、施設の使用停止（休業）の要請を行ったので公表します。

なお、本県において施設の使用停止（休業）を現地確認ができた場合は、施設等名称、所在地の掲載情報を削除いたします。

担当課 群馬県危機管理課
電話：027-226-2244

特措法第45条第2項の要請を行った施設

番号	施設等名称	所在地	要請日	要請の内容	要請の理由
1	634ガーデン	前橋市六供町966-1	R2.4.28	施設の使用停止 (R2.4.28~R2.5.6)	新型コロナウイルスのまんえん防止のため
2	じゃらん634Ⅱ	前橋市日吉町4-19-7	"	"	"
3	パチーノアヤックス	前橋市富田町200-2	"	"	"
4	ニューセブン富岡店	富岡市黒川761	"	"	"
5	JP-7館林店	館林市東広内町2252-1	"	"	"
6	ビュートン館林	館林市高根町886	"	"	"
7	トーエイプラザ	桐生市菱町3-2103	"	"	"
8	じゃらん634Ⅲ	桐生市広沢町1-2511-1	"	"	"
9	パーラーニューフレンド	渋川市渋川4178	"	"	"